別表第一第二号イ中(371)を(390)とし、(319)から(370)までを(338)から(389)までとし、(318)を(336)とし、(336)の次に次のように加える。

(337)　フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物

別表第一第二号イ中(317)を(335)とし、(298)から(316)までを(316)から(334)までとし、(297)を(314)とし、(314)の次に次のように加える。

(315)　パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。）

別表第一第二号イ中(296)を(313)とし、(268)から(295)までを(285)から(312)までとし、(267)を(283)とし、(283)の次に次のように加える。

(284)　ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。）

別表第一第二号イ中(266)を(282)とし、(241)から(265)までを(257)から(281)までとし、(240)を(255)とし、(255)の次に次のように加える。

(256)　テレフタル酸ジブチル

別表第一第二号イ中(239)を(253)とし、(253)の次に次のように加える。

(254)　テトラデシルアルコール、デシルアルコール及びドデシルアルコールの混合物

別表第一第二号イ中(238)を(252)とし、(237)を(251)とし、(236)を(249)とし、(249)の次に次のように加える。

(250)　チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩溶液

別表第一第二号イ中(235)を(248)とし、(224)から(234)までを(237)から(247)までとし、(223)を(235)とし、(235)の次に次のように加える。

(236)　ジャトロファ油

別表第一第二号イ中(222)を(234)とし、(207)から(221)までを(219)から(233)までとし、(206)を(217)とし、(217)の次に次のように加える。

(218)　ジシクロペンタジエン及びジシクロペンタジエン二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第二号イ中(205)を(216)とし、(181)から(204)までを(192)から(215)までとし、(180)を(190)とし、(190)の次に次のように加える。

(191)　臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）

別表第一第二号イ中(179)を(189)とし、(173)から(178)までを(183)から(188)までとし、同号イ(172)中「から十八まで」を「以上」に改め、同号イ(172)を同号イ(182)とし、同号イ中(171)を(181)とし、(168)から(170)までを(178)から(180)までとし、(167)を(176)とし、(176)の次に次のように加える。

(177)　シクロペンテン、一・三―ペンタジエン及びそれらの異性体の混合物（一・三―ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）

別表第一第二号イ中(166)を(175)とし、(117)から(165)までを(126)から(174)までとし、(116)を(124)とし、(124)の次に次のように加える。

(125)　ぎ酸セシウム溶液

別表第一第二号イ中(115)を(123)とし、(100)から(114)までを(108)から(122)までとし、(99)を(106)とし、(106)の次に次のように加える。

(107)　オクタメチルシクロテトラシロキサン

別表第一第二号イ中(98)を(105)とし、(97)を(104)とし、(96)を(102)とし、(102)の次に次のように加える。

(103)　塩化アルミニウム及び塩酸の混合物

別表第一第二号イ中(95)を(101)とし、(57)から(94)までを(63)から(100)までとし、(56)を(61)とし、(61)の次に次のように加える。

(62)　アルケン酸ポリヒドロキシアルキルエステルのほう酸塩

別表第一第二号イ中(55)を(60)とし、(44)から(54)までを(49)から(59)までとし、(43)を(44)とし、(44)の次に次のように加える。

(45)　アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）

(46)　アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）

(47)　アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）とほう酸カルシウムとの複塩

(48)　アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）